

文教福祉常任委員会

令和5年6月21日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長	宮内保	副委員長	片桐文夫
委員	永井孝佳	委員	崎山華英
委員	伊場哲也	委員	戸村ひとみ
委員	伊藤春美		

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長	木内欽市	議員	松木源太郎
議員	常世田正樹		

説明のため出席した者（21名）

教育長	諸持耕太郎	財政課長	山崎剛成
環境課長	高根浩司	保険年金課長	高野久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤

子育て支援 課長	多 田 英 子	高齢者福祉 課長	椎 名 隆
教育総務課長	向 後 稔	生涯学習課長	伊 藤 弘 行
体育振興課長	金 杉 高 春		
その他担当 職員	10名		

事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	金 谷 健 二
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまです。

また、委員の皆さん、3日間にわたりまして、一般質問、ご苦労さまでした。

それでは、ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、常世田正樹議員より本委員会の傍聴したい旨の申出がありましたので、よろしく願いいたします。

本日、木内議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶のほうをよろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、そして幹部職員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

この委員会は、希望を取りますと一番人気のある委員会で、議長としてこの割り振りには苦労するところであります。意欲のある精鋭議員の集まりでございます。

本日、付託いたしました3議案と請願2件、どうか十分なる審査をしていただくよう、よろしく願いを申し上げます。

それでは、慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、宮内委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

日頃より、委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で3議案でございます。

内訳でございますが、予算関係といたしまして、議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案、条例関係といたしまして、議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1議案、次に専決処分の承認についてが1議案で、議案第26号は、令和5年度旭市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は、人事異動後初めての委員会でございますので、文教福祉常任委員会所管の担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） よろしく申し上げます。

○教育長（諸持耕太郎） それでは、順次自己紹介をさせますので、よろしくお願いたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

では、よろしく申し上げます。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課長の向後稔です。どうぞよろしくお願いたします。

○環境課長（高根浩司） 環境課長の高根浩司と申します。よろしくお願いたします。

○保険年金課長（高野 久） 保険年金課長の高野久と申します。よろしくお願いたします。

○健康づくり課長（飯島正寛） 健康づくり課長の飯島正寛と申します。よろしくお願いたします。

○社会福祉課長（向後利胤） 社会福祉課長の向後利胤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課長の多田英子と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 高齢者福祉課長の椎名隆と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課長の伊藤弘行と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○体育振興課長（金杉高春） 体育振興課長の金杉高春と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、専決処分の承認についての3議案であります。

初めに、議案第1号について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、社会福祉課所管の事業につきまして補足説明を申し上げます。

令和5年度旭市一般会計補正予算（第2号）の7ページをお開きください。

まず、歳入になります。

14款2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄1の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億7,290万円のうち2億5,360万円は、この後説明いたします住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業に係るもので、補助率は10分の10でございます。

9ページをお願いします。

続きまして、歳出になります。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1の住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業2億5,360万円は、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が増額・強化され、低所得世帯に対します支援、低所得世帯支援枠が新たに措置されましたことから、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支給するものでございます。

主な事業費について説明いたします。

10 ページをご覧いただきたいと思います。

説明欄の 19 節扶助費でございます。こちら住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金 2 億 4,300 万円ですが、こちらは 6 月 1 日現在、本市に住民登録のある世帯全員の令和 5 年度の住民税均等割が非課税である世帯等としまして、近年の非課税世帯等の状況を踏まえ、対象世帯を 8,100 世帯と見込み、1 世帯当たり 3 万円を乗じて算定したものでございます。

続きまして、支給に係るスケジュールについて説明いたします。

ちょっとこちら資料は特にないんですけれども、恐れ入ります。補正予算案の可決をいただきましたら、まず、7 月 10 日をめどに対象と見込まれる世帯に対して、市から返信用封筒を同封した確認書を郵送しまして、返信いただいた世帯のほうから順次内容を確認の上、給付金の支給を行ってまいります。

また、本年 1 月 2 日以降の転入などで、本市において課税状況が確認できない方を含む世帯や、家計急変により対象となる世帯につきましては、別途申請書の提出が必要となりますので、申請漏れのないように、市のホームページ、広報あさひ、それから、旭市の公式 LINE などを活用しながら、十分に周知啓発の徹底に努めてまいりたいと思います。

給付金の第 1 回目の支給日は 7 月下旬を見込みまして、以降は 2 週間に 1 度程度のスパンで順次支給を行い、申請期限は 10 月 2 日を予定しております。

以上で議案第 1 号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

令和 5 年度旭市一般会計補正予算（第 2 号）の 7 ページをお願いいたします。

歳入になります。

14 款 2 項 1 目 1 節総務管理費国庫補助金、説明欄 1 の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4 億 7,290 万円のうち 7,870 万 7,000 円は、この後ご説明いたします就学前児童応援臨時給付金給付事業に係る費用で、この補助率は 10 分の 10 となっております。

10 ページをお願いいたします。

歳出になります。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費、説明欄 1 の就学前児童応援臨時給付金給付事業 7,870 万 7,000 円は、旭市独自の支援事業として、食費等の物価高騰等の影響を受ける小学校就学前の児童を養育する世帯を対象に、生活の安定を支援するため、児童 1 人当たり 3 万円の給付金

を支給するものです。

11 ページをお願いいたします。

主な事業の内訳といたしまして、真ん中辺りになります 18 節就学前児童応援臨時給付金 7,560 万円ですが、令和 5 年 8 月 31 日を基準日として、本市に住民登録がある平成 29 年 4 月 2 日から令和 5 年 8 月 31 日までの間に生まれた児童分 2,520 人を見込んだものです。

支給に係るスケジュールにつきましては、補正予算案の可決をいただいた後に、システム改修を実施いたしまして、9 月の初めには申請なしのプッシュ型により給付する 9 月児童手当受給者と、そのほか申請が必要となる対象者に対して案内通知を郵送いたします。

申請なしのプッシュ型の方につきましては、辞退される方を除き、9 月中に児童手当受給口座に振り込みをいたします。

そのほか、公務員の方や養育者が単身赴任しているなどの理由から、児童が旭市に住民登録されていても、他市で児童手当を受給している方などは、旭市に口座情報がないため、申請書の提出が必要になります。申請後は決定通知を送付いたしまして、早急に給付をまいります。

また、周知の方法といたしましては、広報あさひ、市ホームページ、市公式 LINE で周知に努めてまいります。

なお、申請期限は 11 月 10 日を予定しております。

以上で議案第 1 号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課から議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算では、教育総務課として三つの事業を予算計上させていただいております。

説明資料として、お手元に、右上に議案第 1 号、教育総務課と書いたホチキス止めの資料をお配りしてございますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

1 ページ目、上段の一つ目の事業は学校給食費の無償化でございます。

こちら、まず歳入になりますが、12 款 1 項 3 目説明欄 1 学校給食費負担金 1 億 2,733 万 8,000 円の減でございます。この歳入減の補正は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、本年 7 月から来年 3 月まで、市内小・中学校に就学する児童・生徒、第 1 子、第 2 子分の学校給食費の無償化をするものでございます。

次に、その下段のほうの歳出になりますが、こちら 10 款 5 項 3 目の補正額の財源内訳にな

ります。

これは学校給食費の無償化に充当する財源でございます。

国庫支出金1億3,565万3,000円は、学校給食費の無償化に充当する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額でございます。そのうち分担金及び負担金、三角の1億2,733万8,000円は、第1子及び第2子分の学校給食費を減額するものでございます。

その下の一般財源831万5,000円は、こちらは当初予算で第3子以降無償化をしておりましたので、その無償化の一般財源分にこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する三角で831万5,000円、一般財源を減額するものでございます。

次に、二つ目の事業は、次のページになりますが、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金です。

10款1項2目説明欄1学校教育事務費494万円は、市外小・中学校及び特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に対し、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金として、学校給食費に相当する額を給付するため補正でお願いするものでございます。

本事業は、先ほど一つ目の市内小・中学校の給食費を無償化するのに合わせて、旭市に住所を有する児童・生徒で、市外の学校に就学する方に給食費相当額を給付するというものでございます。

最後に、三つ目の事業は、2ページ目下段になりますが、子どもの成長応援臨時給付金、こちら千葉県子どもの成長応援臨時給付金でございます。

こちら歳出で、3款3項1目説明欄2の子どもの成長応援臨時給付金給付事業4,922万8,000円は、市内に在住する小学1年生から中学3年生を養育する主たる生計維持者に対し、子どもの成長応援臨時給付金として、児童・生徒1人当たり1万円を市から給付するものであります。

本給付金は千葉県独自の支援策で、将来を担う子どもたちが豊かな成長につながる機会を得られることを目的としたものでございます。

なお、本事業は千葉県独自の支援策で、子どもの成長応援臨時給付金を市町村が給付するに当たり、発生する経費に対しましては全額を県が補助するものでございます。

以上で教育総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山華英委員。

○委員（崎山華英） 就学前児童応援臨時給付金給付事業のことで質疑をさせていただきます。

先ほどプッシュ型の対象外になる方もいらっしゃるということで、再確認で申請が個別に必要な方っていうのがどういう方なのか、もう一度教えてください。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほどご説明しましたのは、まず公務員の方、公務員につきましては、児童手当は子育て支援課のほうで支払っているわけではございませんので、国も県もそうなんです、その所管庁、そこから児童手当が支給されております。給料日に合わせて支給されていると認識しております。

その方たちは、市のほうに口座情報がございませんので、申請をしていただきます。

もう一つが、先ほどもご説明したんですが、単身赴任で旭市に子どもさんが、例えば子どもさんとそのお母さんが住んでいらっしゃるって、お父さんが他市、他県に単身赴任している場合、そういう場合は監護しているのはそのお父さんの監護といたしますが、生計維持といたすか、お父さんのお給料で生活をしている場合はそのお父さんが監護している。そうすると、児童手当は他市に住むお父さんのほうに、父親のほうに支給される仕組みとなっております。

そうしますと、今回の給付金につきましては、旭市に住所がある児童ということになっておりますので、児童がいらっしゃるの、その給付をするに当たって口座情報がないので、申請していただくという形になります。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。よく分かりました。

再質疑なんですけれども、もう一度議案質疑のほうでも質問させていただいたんですけれども、今回その高校生を対象としなかった理由、ちょっと協議の段階でどんなお話になったのか、教えていただきたいなと思いました。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案質疑の際にもご説明させていただいたんですけれども、まず、今回の交付金の関係のメニューが議案質疑の際に企画政策課長からもご説明があったように、生活者支援事業者支援ございまして、その中のメニューに給食費等の支援というのがございました。その給食費等の支援ということで、それでは保育所の給食費というところも協議の中で挙がりまして、それに見合った、前の給付金でも実施したんですけれども、同じ

給食費であるというところで、まず、就学前の児童ということの協議がございました。

その中で就学前児童だけなのかというところで、また協議がございまして、小さいお子さんを育てられている世帯は、やはり親の収入が中には多い方も確かにいらっしゃいますけれども、比較的所得が少ない方が多いのではないかと。最近の物価高騰、ほとんどのものが値上がりしている状況が続いておりまして、その中で所得の少ない世帯ということで、あわせてやはり就学前の小さいお子さんをお持ちの世帯に対して給付金を支給していこうと。そのような協議があったものでございます。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 協議は一応されたということで、ちょっと確認なんですけれども、旭市の子育て支援の想定される範囲というのは、高校生というか未成年までを子育てということで想定はしているということよろしいですかね。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 18歳までを対象としているところです。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ちょっと質問の方向性を変えて、今回国から提示されている臨時交付金というのが、歳入で4億7,290万円ということなんですけれども、これは限度額いっぱいなのか、それとも、もしもう少し市のほうでかかるということが分かれば、もう少し請求という言葉でいいのか分からないんですけれども、もう少し使える財源があったのか、ちょっとお聞きしたいです。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 申し訳ございません。担当のほうに取りまとめているのが企画政策課のほうにはなるんですけれども、この交付金額は、国から示されている額だと思います。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

給食費のほうの今回8か月の無償化のことでちょっとお尋ねしたいんですけれども、今、現状物価高騰で給食費を保護者の方から徴収する分を据置き、価格を据置きするために、市からもある程度持ち出し分を増やしたりして、さらに材料費もなるべく安く済むように抑える

ような取り組みというのを多分されているんじゃないかと思うんですけども、今回この8か月の無償化で、国からの交付金が入るということで、給食自体の質についてはこれまでどおりなのか、それともちょっと物価高騰になる前よりも品質的にはもしかしてよくなるのか、そういうことがあるのかちょっとお聞きしたいです。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 今回の給食費8か月、このコロナ交付金を使って無償化するわけですが、給食費につきましては、今年度当初予算のほうで物価高騰分ということで、一般財源のほうで約1割分を上乗せして予算計上してございます。

昨年度も12月補正で約7%分、物価高騰分ということで上乗せさせていただいております。

給食費につきましては、その賄材料費の中で、その材料費分を賄えるように、給食センターの栄養教諭の担当職員のほうが工夫しながら、その中で切り詰めてやっている現状、確かにそのとおりでございます。

ただ、ここ10年ぐらいの物価高騰を以前調べたときに、だいたい給食費で10年前に比べて給食費で使っている材料なので、一般的に3割ぐらいは値上がっているかなというところがございます。それを今年度は10%分の上乗せということで、いろいろ切り詰めてやっているわけなんですけど、ただ、そのいろいろ切り詰めてやっているといっても、その給食のほうは児童・生徒の栄養を取るために、栄養摂取基準というものがございますので、それが取れるカロリーとかの計算もしております、それが十分できる範囲で工夫しながら予算を切り詰めてやっているところですので、歳出の賄材料費の予算額は、取りあえず10%上乗せ分のままですので、今後必要に応じてその物価高騰で足りなくなれば、また補正でお願いするという事も考えられますが、来年度以降給食費の無償化を拡大するかどうか検討する際には、物価高騰の分、給食費を値上げするか、それも含めて検討したいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

ちょっと不安視しているのが、仮に市独自で無償化になってしまった場合に、給食の質が落ちてしまうんじゃないかということをお不安視してまして、市のほうで今10%持ち出しがあるということなんですけれども、このままもし物価高騰が続くのであれば、今、栄養摂取基準のほうは最低限守っているということなんですけれども、この栄養摂取基準以外に保証す

る部分、産地とか品質などが旭市としてあるのか、ちょっと教えてほしいです。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） その賄い材料で購入する材料につきましては、基本的には旭市産、千葉県産を優先して購入しております。品質につきましても、栄養摂取基準が取れる範囲内ということではありますが、子どもたちにおいしく食べていただくために、そんなに質を下げるということとはできないかなと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 1点だけ質問させていただきます。

10 ページの説明欄 19 の住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金についてなんですけれども、住民税非課税世帯が 8,100 世帯あるということなんですけれども、これの例えば 65 歳以上の割合とかというのは分かりますでしょうか。だいたい構わないんですけれども、お願いします。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 年齢別で 65 歳以上というお話でございますが、ちょっと大変申し訳ないんですけれども、その辺、年齢別でもちょっと対象のやつはちょっとすみません、統計がないのもすみません。こちらのほうではちょっと把握しておりません。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 住民税非課税世帯となると、やっぱり年金生活者とか、あとは生活保護者とか、普通に働いている方だと引っかけられない場合が多いのかなと思うんですけれども、資産をたくさん持っていても、前年度の所得が低ければ頂けるということでよろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 永井委員お見込みのとおりでございます。

資産のほうは、こちらの支給要件に入ってございません。あくまでも令和 5 年度の住民税を基準に考えます。

あと、救済措置と申しますか、付け加えるのであれば、急に 5 年度は課税世帯でありました

けれども、家計が急変しまして、ちょっと非課税と同様になったという世帯についても、一応対象にはしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） このボーダーラインというのはどのぐらいになるのかを、ちょっとわかれば教えていただきたいんですけども、例えば給与所得者だったら200万円ぐらいとか、あと年金所得者だったら150万円ぐらいとか、何かそういう数字があったような気もするんですけども、行政によって違うとは思うんですけども、その辺もし分かれば教えてください。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 住民税の均等割の課税非課税のボーダーの判定でございますけれども、ちょっと今手元に資料ございますので、扶養する親族の数によって金額が変わってまいります。取りあえず給与収入のベースでざっくりお答えさせていただきます。

扶養親族がゼロ人ですと93万円。扶養親族が1人ですと137万8,000円。扶養親族の方が2人ですと168万3,999円。それから、扶養が3人ですと209万9,999円。それと、じゃ、最後にちょっと4人目までですみません、扶養が4人になりますと249万9,999円でございます。以上です。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 今、教えていただいた数字というのは所得ですかね、給与じゃなくて所得という……（発言する人あり）収入。

今、扶養がいなかったら93万円とか、1人だったら137万8,000円とか言っていたんですけども、その方たちも結構困窮世帯だと思いますので、そういう方たちにも多少配慮とかがあるといいのかなと思います。いつもどうしても住民税非課税世帯とか、そこら辺で線引きをされることが多いので、例えばグラデーションを設けるとか、そういうことができる事業があれば、配慮をお願いしたいと思います。

以上です。回答は結構です。

○委員長（宮内 保） そのほかに。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 先ほどの崎山委員とちょっと関連してなんですけれども、給食費の品物ですか、作物というんですか、それが旭市産、なければ千葉県産を使うということなんですけれども、旭市の作物、結構年間通していろいろな作物が出ているかと思うんですよ。購入先

等、こういったあれで旭市産を使わないで千葉県産をとというようなあれなのか、ちょっと教えていただければ。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 旭市産、千葉県産ということですがけれども、基本的には物によっては、野菜なんかは旭市産と特定できるんですけれども、お肉なんかだと旭市産って特定できない、ほかの食材だとこの辺で取れるということは確かなんでしょうけれども、旭市産と特定できない食材もありますので、そういったものは千葉県産ということでございます。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐丈夫） 物価高騰で結構品物、農作物等上がっていると思うんですけれども、旭市でも今課長が言ったように、肉でも旭市産は結構あると思うんですよ。購入先って、そんな細かいことまで言ってあれなんですけれども、購入先というのは、農協経由で買っているのかな。多分農協からも毎日、多少なりとも行っているかと思うんですよ。キュウリだとか、作物あるんですけれどもね。ただ、この物価高騰になったときに、なおさら旭市産の年間通して出ていますから、もし旭市で収まらないということであれば、農協のほうに言っていただければ、ちばみどり管内ですか、いろいろな作物がありますので、年間通してそれこそキャベツだとか葉物ですか、そういったのはどこでも取れているかと思うんですよ。安く、多分新鮮なあれが、安全な作物が提供できるかと思うんですけれども、その点どうなのかちょっと。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 食材の購入に関しましては、基本的には見積り合わせで、いろいろな業者から、一番値段の安いところから買うものが基本でございます。ただ、牛乳とかお米なんかは、もう年間単価契約で契約しているところもございます。野菜については、青果組合とかそういったところもありますので、ただその農協を通して安く購入できれば、それも旭市産を地産地消という観点から使えればいいかなと思っておりますので、今後参考にさせていただきます。

○委員長（宮内 保） そのほかに。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 本会議のほうでも質疑したんですが、細かいところは委員会のほうでと

いうふうに口述いたしましたので、かなり細かくお願いいたしたいと思います。

まず、歳入なんですけれどもね、負担金を減額して国庫支出金、県支出金、このあたりで負担金減額した分をカバーして、さらにまた、補助できる部分というのを支出できるようにしたという、これこの表の見方なんですけれども、繰入金なんですけれどもね、この基金繰入金の基金は何基金ですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 基金繰入金のほうは財政課の所管ですので、私のほうで詳しく把握しておりません。

ただ、ここに歳入の予算書で言いますと、財政調整基金繰入金が 831 万 5,000 円。これは金額的には第 3 子以降無償化のコロナ交付金充当分の金額でございます。

私のほうで聞き及んでいるところでは、コロナ交付金を 831 万 5,000 円給食費の無償化に、第 3 子以降分に充当できるので、歳入全体で、旭市の歳入全体で一般財源 831 万 5,000 円マイナスできると。それをどこでマイナスするかということで、税金とか地方交付税をマイナスできないので、市の裁量でマイナスできる財政調整基金繰入金をマイナスしているというふうに聞いております。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） つまり第 3 子以降の無償化分ということ、これは市負担分ということですよ。市負担分の 831 万 5,000 円というのは、財政調整基金に繰り入れするという、市負担金じゃないや、今回だけ財政調整基金のほうの繰り入れ分を減額したということですね。分かりました。

何でこんなことを聞きましたかと言いますと、学校給食費無償化のために何かちょっと特別な基金でもつくったほうがいいんじゃないかなみたいな考えから、こんなことを聞いたんですけれども、これ繰入額を減額して、ちょっとどう考えたらいいのかよく分からないんですけれども、国のほうからの補助金が 4 億 7,290 万円、県のほうから 5,000 万円強ぐらいの金額が来て、国のほうでは推奨メニューというのが示されて、その中で学校給食の無償化やら、あと何点かというのを補助ということで、メニューの中から選んで決められたんだと思うんですけれども、この繰入金の減というのは、これは必要だったものなんですかね。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 先ほど申し上げましたが、これ財政課のほうで所管ですので、私のほうで詳しく説明するのはちょっと難しいんですけども、要はコロナ交付金を全部使い切るのに、4億七千何百万円を使い切るのに、歳出のほうは全部充てましたと。歳入のほうも給食費全部マイナスしましたと。ただ、第3子以降無償化のほうはもともと市の負担だったのを、それを減らす。歳出のほうで一般財源で831万5,000円を減らすというときに、予算というのは歳入と歳出、両方金額同じになりますので、831万5,000円歳入で、どこかで減らさないといけないと。その際に、税金とか地方交付税とかほかの歳入を減らす、もう決まっているものですので減らせませんので、市の裁量で減らせられる財政調整基金繰入金を、ただ、もともとそれ財政調整基金繰入金を給食費に充当していると、そういうわけではないんです。ただ、歳入予算全体でマイナスするために、財政調整基金繰入金で調整したというところでございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。

それでは、このメニューで選ばれた給食費の無償化なんですけれどもね、負担金が、つまり子どもが食べている分を親御さんが払っている分というのが、8か月で1億2,733万8,000円ということだと思うんです。その親御さんが負担していらっしゃる分が。ただ、給食費というものにかかっているその金額というんですかね、その中の一部だと思うんですね。8か月分がこれということは、つまり年間幾らその負担金が、当初予算に上がっていますけれども、年間幾らで、これがいわゆる給食費の中の、給食を作って子どもたちに提供する金額の中のどれぐらいの割合になるのかというのを教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 給食費の中でということですが、給食を作るのに必要な人件費とか機材とか、そういったものは全部一般財源で負担しております。給食費をつくるのに保護者から頂いている給食費負担金というのは、賄材料費分ということです。

ただ、賄材料費分、この給食費だけではちょっと賄い切れないので、物価高騰分1割分を予算計上して、一般財源で負担する分で予算計上してございます。

ですので、この8か月分の第1子、第2子分が1億2,733万8,000円ということでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 8か月分が1億2,733万8,000円というのは、もう何回も説明いただいているから分かるんですけども、私、給食費を完全無償化するとき、一体幾らあったら無償化できるんですかと聞いたら、1億2,000万円ってたしか言われたような気がするんですけども、間違いですかね。2億円って言われましたかね。2億円でしたっけ。

そうしたら、2億円あればというところのその2億円というのの根拠を知りたいんですよ。なので、8か月で1億2,733万8,000円で、これが物価高騰分が入っていないので、物価高騰1割上乘せしてというか、1割余計にお金がかかるって、給食費を賄い分だけで1割余計にかかるということで、それが合わせて2億円ということでもいいんですか、その確認をさせてください。

つまり夏休みが1か月、給食費もらわないと思うんですけども、11か月分で2億円ということで、これもし細かく積算しているようでしたら、その2億何千万円なのか、何千何百万円なのか、あるいは1億9,000何ぼなのか教えてください。

○委員長（宮内 保） 議案の審査は途中でありますが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時 0分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、給食費を無償化するのにどれだけ金額がかかるかというご質疑でございます。

一応全員無償化した場合に、結論から言いますと、金額から申し上げますと約1億9,250万円、これ今当初予算のほうで第1子、第2子は無償化している分と第3子以降無償化している部分とありまして、第3子以降無償化の半分が県補助金で入ってきた金額を差し引いた金額で1億9,250万9,000円という金額でございます。

それにプラスしまして、物価高騰分ということで、予算のほうには約1割分、二千何百万円だったと思いますが、1割分の予算計上してございます。

さらに先ほど崎山委員のご質疑のときに、物価高騰しているということで、仮にその 10 年前のを比べて約 3 割値上がっているのので、給食に係る賄い材料を 3 割仮に値上げした場合、一応試算した金額が市の負担額としては 2 億 5,000 万円という金額が必要になるというように計算はしております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。

この後の給食が冷めちゃうから、質疑も程々になんかというふうなお話を休憩時間にいただいたんですけども、大丈夫です、まだ全然。もう皆さん、よくお分かりくださっていると思うんですけども、課長も。学校給食費の無償化って市長の公約ですし、市長がチーム旭でやりましようとおっしゃっているので、これはもう本当に当局、市側は全員、あと私たち議員も全員で頭をひねりながら、何とか学校給食費無償化に持っていかなきゃいけないんじゃないかなというのが私の考えなんです。

なので、もちろん一般質問でも毎回取り上げますし、毎回取り上げていらっしゃる議員、ほかにもいらっしゃると思います。それぐらい私は重要な問題だと思っていますので、本会議場でも言いましたけれども、細部にわたりましては委員会のほうで質疑したいと思っていますって口述いたしましてね。なので、本日、本当に細かいところまで聞きたかったんです。

ただ、先ほどそこまでのものは用意していないというのが課長のほうからありまして、それがそこまでのというのは、私が、じゃ、一体幾らあったら完全無償化ができるのか。その次ですよ。じゃ、どうやったら、お金だけではなくて、お金が一番なんですけれどもね。じゃ、どのようにそのお金のところを賄うというか、生み出していけたら、財源を生み出していけたらできるのかというのを私は本当に探っていきたいんですよ。なので、細かいところまで今日は質疑したかったんです。

一般質問でも私ちょっと例を挙げましたようにね、北海道の当麻町の、町で田んぼを買って、そこで耕作して、それがもう 10 年前から子どもたちも一緒に耕作して、これ体験型じゃないんですよ。もう自分たちで本当に自分たちが作るお米作っているんです。七つあるサイロの中の一つはもう子どもたちが作ったもの、それを学校給食に充てているんです。だから、旭市もできると思うんですよ。なので、細かいところが聞きたいというのはここなんですけれどもね。

じゃ、お米って、この給食費の中でどれぐらいの金額になっているのか。年間どれぐらいの

量で、どれぐらいの金額になっているのか、そして、そのお米がどこ産のものなのかというところまで聞きたいんです。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） お米につきましては、年間どのぐらいの量というのはちょっと今手元に数字がありません。ただ、年間契約でたしか農業協同組合のほうと契約して、旭市産、千葉県産のお米ということで購入しているものと思っております。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） じゃ、課長、すみません。このあたりの数字をまた出しておいてもらっていいですか。お金がこれぐらいあればというのの根拠にも、やっぱりお米がどれだけかかってとか、野菜がどれだけかかってとか、あとそれが地産地消のものなのかとか、いろいろあると思いますので、もちろんのこと地産地消のほうは価格としても経費としても安上がりになるに決まっていますので、そのところを細かく調べておいてください。お願いいたします。

以前、もう 10 年以上前ですけども、ここではないんですけども、国産鶏を使っている、と。学校給食では国産鶏を使っていますと言ったのが、実はずっとブラジル鶏が入っていたという問題がありまして、議会で審議したことがございます。そういった、いわゆる学校給食って、子どもの本当にもう成長の糧じゃないですか。その中で不正が行われてもいけませんし、特に今はもう流れとして地産地消ということがもちろんのこと、推奨じゃなくて、もうそれが絶対ということにもうなりつつありますので、そういったところで、どういうものを子どもたちが食べているのか。理念として、ちゃんと旭市の理念が伝わるような、農業のまちの理念が伝わるようなものが子どもたちの口に入っているのかどうか、そのあたりのところもちゃんと検証してみたいので、細かいところまですみません、調べておいてください。よろしく申し上げます。

あと 1 点、負担金で頂いていない子どもたちのこともちょっと本会議で聞いたんですけども、本会議場で聞いたんですけども、その内訳をちょっと教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 負担金で頂いていないというのは、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金のことでよろしいでしょうか。

まず、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金につきましては、こちらは旭市に住所を有しているんですけれども、市内の小・中学校に行っていない、特別支援学校とか近隣の公立学校に、引っ越ししたんですけども、卒業するまで隣の小・中学校でというような方もいます。私立で行っている方もいらっしゃいます。その内訳としましては、市外の公立学校に通っている子どもさんが36人、市外の私立に通っている方が27人、特別支援学校が70人、合計で133人でございます。それと、市内の小・中学校に通っていない児童・生徒で、要保護、準要保護ということで、要保護は生活保護世帯で、準要保護はそれに近い収入が低い家庭で認定を受けた方につきましては、給食費については、基本給食費負担金の予算には計上されておりまして、その保護費、準要保護の就学援助費のほうから、歳出から歳入へ公金振替をしていると。準要保護の人数的には200人ちょっとだったかと記憶しております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） ただいま戸村委員のほうから、生活保護世帯のほうの給食費のお話でしたが、生活保護の世帯につきましては、教育扶助のほうで全額給食費のほうはこちらから出ておりますので、その分を負担で納付という形でやっております。

以上です。

こちら福祉事務所、要は社会福祉課のほうで支出、生活保護世帯の児童の分につきましては、教育扶助という形で給食費がお金で支給されますので、そちらのほうをご本人に出すんですけれども、それを納付いただいているという、そういう格好になります。よろしく願います。

○委員長（宮内 保） そのほかにありませんか。

議長。

○議長（木内欽市） 聞いていて、スピーカーのあれでちょっとちんぷんかんぷんな質問だったらごめんなさい。ちょっと気になったことを何点かあるんでお聞きします。

まず最初に、戸村委員が質問していると、何度か財政課に聞かないと分からないってありましたんですけれども、そういうことであれば、財政課も今度これは同席したほうがいいんじゃないのかと単純にね。財政課が答えられるのであれば、副市長、市長も同席したほうがいいんじゃないかと単純に今思いましたんで、それが1点。

それとあと、片桐委員、崎山委員からいろいろ食材の話が出ました。食材はJ Aから買い求めるという、ありましたね。その場合にJ Aから買う場合には、J Aから直接あれでしょう、

旭のJAから買うわけですか。旭のJAから直接買うわけですか。でしょ。そうした場合には、市場を通さないから市場手数料とか、JAの手数料ってかからないんでしょう。あと運賃とか、そこらどうなっているんでしょうかね。そうすれば、JAちばみどりから買うのであれば、やっぱり市場手数料とか、それかかるのかどうか。市場手数料とか。

それとあと、食材の件ですけれども、よく今回も出るかどうか分かりませんが、食材にということで寄附を頂きますね、豚肉何百キロとか。そういうところに会った場合には、くれた人は別に見返りは求めないんでしょうけれども、何かあったときに、お会いしたときに教育長とか課長、この間は食材の提供をありがとうございましたと、一言ぐらいおっしゃってほしいんです。毎回毎回頂いているんですよ。多額な寄附を。それ我々議員も責任があると思います。聞いているんですから、もし会ったら議員でも、養豚屋、菅谷養豚とか、大手と会ったときにはね、食材の提供をありがとうございましたと。これは執行部の皆さん、市長もちろんですが、我々議員ももしも会ったときには、この間、そのために報告するんですから、ぜひそれをしていただきたいなと、このように思います。豚肉とか提供してもらえれば、食材で助かるわけでしょ。今食材の値上げとかで言っていますから。

それとあと、もう一つはちょうど自然農法をやっている常世田委員がいらっしゃいますので、地産地消とかいろんな話が出ました。無農薬の給食の食材も考えてもいいんじゃないかなと思います。実際県内でも幾つかやっているところあるんですよ。いすみ市だとかどこかやっているんで、やはり無農薬の安全な食材もちょっとご検討いただけないかと、このように思います。

それと最後に、永井委員が質問しました。住民税非課税世帯が8,100世帯もあると。そんなにあるのかなと今ちょっとびっくりしているんですが、旭の世帯って2万6,000世帯ぐらいでしょう。約3分の1近くが住民税非課税世帯という理解でよろしいんですか。

それと、例えばよく世帯分離しますよね、老人ホームとか入る場合に、世帯分離すると本人だけの収入だからあまり経費かからなくて、そういうのも全部該当するのかどうか。

以上、ちょっとお答えください。

○委員長（宮内 保） 木内議長の質疑に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 給食にご寄附を頂いているそのお礼の件ですけれども、毎年、市のほうから市長、直接感謝状を差し上げて、我々も同席して、日頃のお気持ちに謝意を示しております。これからもそのようにしていきたいと思っております。

○委員長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 先ほどの食材の購入の件でございますが、基本的には農協と契約する際に見積りを頂いて、その見積りの金額でやっていただきますので、その中に手数料が含まれているのかどうかちょっと私のほうで今確認できないんですが、一応その交渉でできるだけ安くしていただくように、見積りをもらうときに交渉しております。

寄附につきましては、今、教育長から申し上げましたとおり、年間、昨年ですと旭市養豚推進協議会、あとは Pig Fertilize 松ヶ谷さんとか、ちばみどり農協からもお米や、あとは児童用の図書なんかも頂いております。

養豚推進協議会のほうは毎年、多くのお肉を頂いて、それを給食のほうに使わせていただいて、時によっては広報なんかでお知らせも、このように寄附頂いて、おいしく食べさせていただきましたという広報も掲載してございます。

それと、あと自然農法の件でございますが、無農薬のお米、野菜、千葉県内でもいすみ市では無農薬のお米を給食に使うということを実施している団体もございます。

確かに無農薬、有機野菜を子どもの健康のためにも進めたいという思いが多くあるのは承知しております。ただ、有機野菜は全部食材、旭市で 5,000 食、1日に作りますので、5,000 食分を全部同じような食材でそろえるというのはなかなか難しいと。金額のほうもちょっと高額になってしまうということもあって、なかなか踏み切れないところもあるんですが、今後の検討材料とさせていただきたいと思います。

最初の財政課長の同席につきましては、私どものほうから伝えますが、議会のほうからももし言っていたらと、私どもよりもいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（宮内 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） ただいまの住民税の非課税世帯の数、見込みが 8,100 世帯というところで、これが正しいかどうかというご指摘いただきまして、こちらの算定としましては、税務課のほうで抽出していただいた世帯数の中から算出してございます。

内訳のほうで申しますと、非課税世帯等の確認処分ということで、こちら 8,100 世帯の内訳でございますが、非課税世帯の確認処分ということで、これはこちらからプッシュ型で確認して申請者ありというのがありましたら支給する分で、所得額把握している分でございます。それを 7,800 世帯見込んでおります。

それと、非課税の申請分ということで、これが 220 世帯見込んでございます。こちら 1 月 2 日以降に当市で課税状況把握できない方についての転入者の分が主でございます。それが 220

世帯、それと家計急変世帯分というところで、これ今まで何回か同じような寄附金やってきた中の実績で、おおむねというところで 80 世帯を見込んでございます。で、合計で 8,100 世帯というところでございます。

こちら予算上のこちらのほうで出す根拠として、税務課のほうで持てる税データを抽出して出したものでございますので、全部がこれ、じゃ、非課税かと言われると、このように内訳はございます。

もう一つ施設なりに、議長、これがおっしゃりたいのかなと思うんですが、施設など入るときに例えばサービス負担金下がりますので、そういった関係で世帯分離とかして、非課税になるという方も多んじゃないかなというところで、そちらの方につきましても、今回の給付金対象になりますもんで、ただ、市の傾向としまして、やはり世帯数は右肩上がりが増えておりまして、人口はちょっと減少傾向なんですけれども、そのような方向で、要は単身世帯が増えているということですかね、となっております。こちらのほうでそのように把握して、今回予算計上させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（宮内 保） ほかに、委員、よろしいですか。

では、木内議長。

○議長（木内欽市） 食材をいただいたお礼に感謝状をあげてくださっているということで、いや、気が付きませんでした。ありがとうございます。

何でこういうことを言うかという、震災のときには莫大な寄附とか頂いたんですよ。それで、そのときには当然ああいうときですから、何の感謝状も何もないでしょう。たまたま松木議員がいらっしゃいますがね、共産党からは桁外れのお金を頂いているんですよ。それを執行部もちろんですが、我々議員もそれは頭に入れておかなければいけないと思うんですよ。決してあげた、あげたって言いませんが、そのときには金額はちょっと忘れましたが、特段のご寄附もいただいているんですよ。会ったときには、あのときはありがとうございますと。あとはあるんですよ。何でこんなことを言うかと、民間でもラーメン会社がラーメントラックで1台分くれたりとか、お金もくれたりとか、いっぱいいるんです、市内にも。会ったときにせめて執行部の幹部ぐらいは、そのときはどうもありがとうございましたと。それを伝えてほしいんですよ。それ一切ないんですよ。聞くとね。ですから、そういったことがありましたんで、食材毎回毎回頂いているんで言わせていただきました。すみませんでした。余計なことを。

○委員長（宮内 保） 答弁はいいですか。

そのほかにありませんか。

(発言する人なし)

○委員長(宮内 保) それでは、特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(多田英子) 議案第2号につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長(宮内 保) それでは、議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

伊場委員。

○委員(伊場哲也) 教えてください。

議案第2号の条例の制定について、これ及び、及び、及び、並びにという長い一部条例の改定なんですけどね。件の国法、国のほうが変わって、それを受けて条例の変更ということになるのではないのかなというふうに推測するのですけれども、勉強不足で分からないんですけれどもね。

中の文言を見ましたところ、厚生労働大臣から内閣総理大臣に改められたと。そこだけですかね。厚生労働大臣では駄目だったんでしょうね。ですから、内閣総理大臣というふうに改めたんでしょう。その理由というか、分かっている範囲内で、国のほうの動きで来てこういうことだったから法を変えたんだよと。知っている範囲内で結構ですので、教えてください。

○委員長(宮内 保) 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(多田英子) 本会議のときにもご説明させていただいたんですけれども、子ども家庭庁設置法等の施行に伴いまして、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令、こちらも公布施行されたところでは。

それに伴いまして、今回議案の名称がとても長いんですけれども、二つの議案を合わせて上程させていただいております。その中で子ども家庭庁設置法の施行に伴いまして、先日もご説明したんですが、保育所の指針、こちらがこれまで厚生労働大臣が指針のほうをつくっているというか、厚生労働大臣が指針を出しておりました。こちらが今度からは、厚生労働大臣に変わるということが国のほうで変更した、変わりましたので、それに伴って、市のほうの条例も改正させていただいております。

○委員長(宮内 保) 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 今の課長のお話ですと、全然変わっていないんですけども、お願いします。訂正なり。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 大変申し訳ありません。

厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更したものでございます。大変失礼いたしました。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 改まったことにより、変更したことにより、保育事業の設備、運営、家庭的保育事業の設備運営ですとか、あるいは特定教育の保育、特定地域型保育事業、施設、運営、よりよくなるということが考えられるのでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 今回の保育指針の関係でございましてけれども、今後改正が行われる場合には、それに伴って、今度からは内閣総理大臣が指針を出すということにはなるんですけども、現在指針が平成30年、今指針の解説書を持っているんですが、平成30年4月に改正がございまして、それ以後の改正がされていない状況でございまして。

ですので、その指針の中に現在の保育に関することは全て載っております。また、今後内閣総理大臣のほうから出された指針に改正があるようでしたら、それにのっとりまして、保育のほうも質の向上を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 質疑の内容がうまく伝わらなかったのでしょうか。改善が図られるんでしょうね。だから、変えたんでしょうねということなんです。お勉強されている中で、これまでの経験の中で、それさうだよというようなところがもしあれば、ご理解されているようなところがあれば教えていただきたいということなんです。伝わっていますかね、すみません。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 失礼いたしました。

現在のところ、市のほうには情報は来ていないんですけども、こども家庭庁に変更になったということもありますので、今後よりよくなっていくのではないかと考えているところです。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ありがとうございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） そのほかに。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） それでは、特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第26号、専決処分の承認についてのうち、高齢者福祉課所管の事業について補足説明を申し上げます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

補正予算書7ページをお開きください。7ページの中程になります。

18款繰入金、2項4目説明欄1ふるさと応援基金繰入金144万5,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業に係る補正財源として、ふるさと応援基金からの繰入金を計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページの中段をお願いいたします。

3款2項3目生活支援費、説明欄1の新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業は144万5,000円となります。

本事業の概要ですが、自身で交通手段を確保できない65歳以上の独り暮らし高齢者、または75歳以上の高齢者のみの世帯が新型コロナウイルスワクチン接種会場までタクシーを利用する場合に、その料金の全部または一部を助成するものであります。

歳出の主なものです。

10の需用費のうち消耗品費1万円は、封筒やラベルシールなど事務用消耗品代となります。

同じく印刷製本費2万2,000円は、ワクチン接種高齢者タクシー利用券の印刷代となります。

11役務費の通信運搬費18万1,000円は、案内通知やタクシー利用券の送付に係る郵送料、

19扶助費の新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成金123万2,000円は、前年度に実施した事業の利用実績から利用世帯を280世帯と見込み計上しております。

内訳としまして、利用助成金は280世帯の2回接種の往復分、1回当たり1,000円で合計112万円、タクシー事業所への協力金として280世帯、2回接種往復分、1回当たり100円で、合計11万2,000円となります。

なお、本事業については、高齢者向けの追加接種が速やかに行えるよう、今回専決処分に対応し、5月初旬から事業を開始しているところであります。

以上で議案第26号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第26号、専決処分の承認について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。

14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、説明欄1の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金9,021万8,000円は、この後歳出でご説明いたします子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る費用で、補助率は10分の10です。

8ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項8目電子計算費の説明欄1の電算システム運用事業304万5,000円のうち、213万2,000円は子育て世帯生活支援特別給付金を支給するためのシステム改修費用となります。

次の9ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄1の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業8,808万6,000円は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、国による特別給付金を支給するものです。

給付額は、児童1人当たり5万円で、支給対象児童はゼロ歳から18歳に到達する年度末までの間にある児童で、障害のある児童は20歳未満までとなります。

具体的な支給要件は、低所得のひとり親世帯分として、令和5年3月分の児童扶養手当受給者や、公的年金等を受給しているため児童扶養手当の支給が停止されている方及び物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象と同じ水準となっている方となります。

低所得のひとり親世帯以外分といたしましては、令和4年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯以外分を受給した方と、児童手当の受給者、特別児童扶養手当受給者や、高校生のみを養育している方などのうち、それぞれが令和5年度の住民税均等割が非課税となる方です。そのほか物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税均等割非課税の方と同等の水準となっている方となります。

主な歳出としましては、下段になりますが、18 節負担金補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金の8,100万円は、対象児童を1,620人と見込みました。

内訳につきましては、ひとり親世帯分の対象児童を740人、ひとり親世帯以外分の対象児童を880人と見込んだものです。

支給に係るスケジュールにつきましては、本年4月10日にこども家庭庁より発出された本給付金支給要領において、令和5年3月分の児童扶養手当受給者及び令和4年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯以外分の受給者に係る支給については、申請なしのプッシュ型により、可能な限り令和5年5月中に支給することとされたことから、専決処分にて対応し、電算システム改修後にプッシュ型の対象世帯を抽出し、5月10日に市から給付金支給についての案内を発送、給付決定の上、第1回目の支給といたしまして、5月30日にひとり親世帯の児童694件、ひとり親以外世帯の児童546件、合計1,240件、6,200万円の支給を終えております。

なお、令和5年3月1日以降の出生児や、高校生のみ児童を監護し、令和5年度住民税均等割が非課税となる世帯や、家計急変により非課税相当となる世帯などについても、6月1日から申請を受け付けており、審査を行った上で給付決定し、可能な限り速やかに給付をしてまいります。

なお、周知といたしましては、市ホームページ、広報あさひ、市公式LINEにより周知に努めてまいります。

なお、この申請期限につきましては、2月29日を予定しております。

以上で議案第26号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、議案第26号、専決処分の承認についてのうち、健康づくり課所管の補足説明を申し上げます。

引き続き令和5年度旭市一般会計補正予算書（第1号）の7ページをお開きください。

初めに、歳入になります。

14款2項3目衛生費国庫補助金、説明欄1新型コロナウイルスワクチン接種事務費補助金と、説明欄2新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金を合わせまして1億433万7,000円は、令和5年春開始接種に係る費用の国の補助金で、補助率は10分の10となっております。

次に、歳出になります。

10ページをお開きください。

4款1項2目予防費、説明欄1新型コロナウイルスワクチン接種事業1億342万4,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種を令和5年度も継続して実施することに伴い、5月から8月に実施する春開始接種に係る事業費です。

接種の対象者は、65歳以上の高齢者及び12歳から64歳までの方で基礎疾患を有する方並びに医療従事者等です。

既に、5月9日から市内八つの協力医療機関での個別接種を開始しており、市の集団接種についても6月9日から7月30日までのうち26日間、海上庁舎を会場に実施しております。

それでは、歳出の主なものとしまして、3職員手当等649万4,000円については、会計年度任用職員の保険料及び職員の時間外手当です。

10の需用費560万6,000円は、接種券発送用の封筒代などの消耗品費や、集団接種会場の光熱水費です。

11役務費704万8,000円については、接種券の発送に係る郵便代などです。

12委託料7,671万7,000円は、集団接種会場内のパーティションや案内看板などの設置を委託する会場設営委託料と、集団接種会場での受付から接種までを包括的に委託を行うための新型コロナウイルス接種等包括業務委託料となります。

18負担金補助及び交付金の650万円は、医療機関支援金として、週100回以上の接種を指定する2か月ごとの間に4週間以上実施した医療機関へ接種費用に上乗せして交付するもので、昨年度までは県が交付しておりましたが、令和5年度から市へ移管されたものです。

以上で議案第26号、健康づくり課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第26号について、質疑ありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） では、8ページの新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業について質疑させていただきます。

こちら世帯ごとに片道1,000円という考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 永井委員おっしゃるとおり、世帯で券を使っていたかという形になります。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） ということは、高齢者夫婦だったら同じ日に接種をしてもらうという形で。

もう1点すみません、接種会場から遠い方なんかは1,000円ではちょっと収まらないのかなと思うんですけども、その辺の公平性というか、その辺どんなお考えかをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 接種会場から遠い近いの関係で1,000円ではという話なんですけれども、この本事業は3年度、4年度実施しておりまして、いずれも1,000円の助成という形で取っております。当初制度設計する際に、移動手段としてデマンドタクシーというのが500円負担となっております。その500円プラス1,000円、1,500円負担ですとだいたい4キロくらいのタクシー移動ができるという計算の中で、1,000円ということで見込んでおります。

今回、接種会場も海上庁舎の集団接種会場、また、旭地域、飯岡地域、干潟地域においてはバス接種も予定しております。また、個別接種で市内8医療機関でも行えるということで、利用者の自宅から目的地まで、距離としてはそれぞれ違いはありますけれども、おおむね市内各所でワクチン接種が実施されるということから、妥当ということでその助成額としております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 1点聞かせてください。

委託料のことなんですけれども、電算システム運用事業、委託料304万5,000円。これは1号議案にもその電算システムの委託料というのが2点かな、載っているんですけども、この電算システムを委託している委託先と、あとそこに委託した理由というんですかね。お願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て世帯の生活支援特別給付金給付事業につきましては、議会で可決いただきました後の契約となります。ですので、予算を組ませていただいて、現在はまだ契約のほうをしているわけではございません。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　ということは、これは入札になるんですか、随意契約ですか。で、国からの補助が来るとか、いわゆる国庫支出金の中にこういう業務が全部含まれていて、国庫支出金の中からこれも払われるということなんでしょうけれども、そういったときに使われる業者というんですかね、それが入札なのか、あと随意契約なのかとか、そういったところで、今まで1号議案なんかでも使われているような、今回じゃなくても前から使われているようなこういう電算システム業務委託先というのがあると思うんですけれども、そういう中から選ばれるのか、ちょっと教えてください。あとは国のほうからの何かがあるのか。ここを使ってくださいみたいなものがあるのかどうか。

○委員長（宮内 保）　戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。
子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　これまでの事業についてお答えさせていただきます。

現行システムの改修なんですけれども、今回は児童扶養手当ですとか、そういう住民基本台帳系のシステムを基本として改修をかけてまいります。

その中で、今、住民基本台帳系の業者と申しますのが内田洋行と申しまして、住民基本台帳系全般をやっているところでございます。その業者のほうから今回も参考見積りという形で、金額のほうの提示はいただいているんですけれども、そこから今までの実績で申し上げますと、それまで実績がある、業務に精通している、また、そのシステムを使うというようなところから、随意契約なりを実施しているところでございます。

申し訳ございません、この契約自体につきましても、企画政策課のほうで契約のほうの業務をしていただいているところでございます。

○委員長（宮内 保）　戸村委員。

○委員（戸村ひとみ）　分かりました。随意契約で内田洋行になるということなんでしょうけれども、これね、国庫支出金から出るから別に参考見積りの金額でそのままでいいんじゃないかみたいな、そういうのがあると私は非常によくないと思うんです。ほかにもいっぱい、今回でもいっぱいというか、トータルで800万円ぐらいが今回だけ、1号と26号でしたっけ、だけでも電算業務のほうで800万円超えぐらいかな、計算して、私ちょっと暗算したので、正確ではないですが、それが国のほうからお金が出るということで、参考見積りでそのままの金額でいくとなると、ちょっと私これ問題だなと思うんです。

というのが、一昨日ですか、本会議場のほうでも言いましたけれども、防災行政無線ですよ、防災行政無線のほうで15年前ですか、15年前のは半分以下の金額で執行しているわけで

すよ。じゃ、一体その見積りって何だったんだというね、そういうところになるわけです。

これは国から出てくるからいいやという考え方じゃなくて、国と言っても、どこかにお金持ちがいるわけじゃなくて、あ、今日のニュース見られましたか。金塊を寄附した人、すごい何億円かの、そういう人がいるわけじゃなくて、要するに私たちが払った国税、あるいは子どもたちがこれから返していかなきゃいけない借金とか、そういうものから引っ張ってきているわけですから、そんな中でこの参考見積りというのも結構精査していただきたいと思うんです。この委託料が多いというのがちょっとやっぱり目につきましたね。

なので、そここのところで、こういうシステム系のところは担当課じゃないんでというようなお話もありましたけれども、ただ、この業務をやるのは担当課ですので、そのあたりのところもしっかり企画政策課との話し合いをしながら進めていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 戸村委員おっしゃるとおりでございまして、このシステム改修につきましては、副市長からも指示を受けておりまして、しっかりと精査した金額そのままではなく、きちんとやるようにというような指示は受けているところです。

この内容につきまして、担当になります企画政策課と共有しております。

○委員長（宮内 保） そのほかに。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） それでは、特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(宮内 保) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(宮内 保) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮内 保) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(宮内 保) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

健康づくり課長。

○健康づくり課長(飯島正寛) 健康づくり課からは、新型コロナワクチンの接種状況等についてご報告申し上げます。

お手元に配付しております右上に健康づくり課と書いた資料をお願いいたします。

このコロナワクチン接種状況は、令和5年4月1日現在の市の住民基本台帳にある6万3,067人に対して、ワクチンの接種対象別に接種状況を示したものです。したがって、旭

市でワクチンを接種しましたが、転出してしまった方、亡くなった方は対象から除いた数字となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに（１）の 12 歳以上の接種状況ですが、対象人口は 5 万 7,876 人、これらの方々の接種回数ごとに人数と割合を示しております。3 回目の接種からは、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始しておりまして、表の一番下の段、オミクロン株対応ワクチン接種人数及び割合の欄では、現在まで 12 歳以上では 3 万 3,765 人がオミクロン株対応ワクチンの接種を行っておりまして、接種率は 58.3%となっております。このうち、65 歳以上の対象人口は 2 万 183 人でありまして、うちオミクロン株対応ワクチンの接種者は 1 万 5,559 人で、接種率 77.1%となっております。

続いて、（２）小児については、5 歳から 11 歳までのワクチン接種状況になります。対象人口を 3,312 人に対しまして、2 回目までは接種率 48.9%と、半数近くの子どもが接種を実施しておりましたが、3 回目からは 24.9%となっております。

（３）は乳幼児、生後 6 か月から 4 歳までの子へのワクチン接種状況で、こちらは従来株のワクチンのみの接種状況となっております。

最後に、2 の旭市コロナワクチン集団接種の状況です。

この表は、旭市で実施した集団接種の状況を各会場別、そして主な対象年代別に示したものです。

会場の中で海上庁舎、旧海上庁舎とありますが、これは同じ海上庁舎のことでありまして、開設時期により接種対象が異なっているため、分けて表記しているものです。

表の右下、合計欄となります。令和 3 年 5 月に集団接種を開始してから、令和 5 年の 3 月までの市の集団接種は延べ 18 万 430 人となっております。

健康づくり課からは以上です。

○委員長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課より、学校再編の進捗状況についてご報告いたします。

資料はございませんが、口頭で失礼いたします。

まず、干潟地域については学校再編だよりという広報誌を発行しまして、今後各小学校で設置する地域検討会議についてお知らせをいたしました。

会議の予定ですが、中和小学校が 7 月 4 日火曜日、萬歳小学校は 7 月 7 日金曜日、古城小学校については 7 月 12 日水曜日に順次開催してまいります。

地域検討会議については、干潟地域の区長会、PTA 役員、民生委員、青少年相談員及び就

学前の各保育所の役員など 25 名以内で組織し、学校再編について幅広く意見を頂戴する予定であります。

次に、保護者向けの説明会の予定ですが、海上地域の滝郷小学校を7月4日、鶴巻小学校が7月7日に授業参観や学校公開など、学校行事に併わせてそれぞれ開催してまいります。

また、嚶鳴小学校につきましては、昨日の学校公開に併せて開催しまして、保護者の方々91名の出席をいただきました。

今後も学校再編につきましては、市のホームページやSNSなどを活用し、市民の方々に広く周知し、深いご理解をいただくように取り組んでまいります。

以上で教育総務課からの報告を終わります。

○委員長（宮内 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 右上に体育振興課と記載のある資料をご覧ください。

体育振興課からは、指定管理者のあさひスポーツまちづくりパートナーズによる令和5年度旭市社会体育施設事業計画の概要についてご報告いたします。

上から管理施設、それから事業期間は記載のとおりです。

その下、施設の経営方針等に関する事項の1番、施設の現状に関する考え方と将来展望としてそれぞれ記載されております。

将来展望では、指定管理が終了する令和9年度には、スポーツ実施率 65%、こちらは成人の週1回以上のスポーツ実施率となります。こちらを実施率 65%に、さらには利用者、これ延べ人数ですけれども、25万5,000人を目指しております。

一番下の令和5年度の指定管理料についてご説明いたします。

1億679万8,240円で、当初提案された額より316万1,760円の減額となっております。

減額の理由は複数ありまして、まず、令和4年度に供用を開始したサッカー場の人工芝グラウンドの管理経費について、市の管理の実績を確認し、減額をしています。

また、体育振興課で管理を行っていた旭スポーツの森公園内の芝生広場にある屋外トイレ、こちらを公園管理者の都市整備課の管理に移管したことから、指定管理から除外しています。

さらに、飯岡野球場と旭スポーツの森公園野球場のスポーツトラクター、これ2台なんですけれども、市との長期契約による賃貸借であったため、指定管理者への支払変更ができなかったことにより、市の支払いを継続するため、減額をしたものです。

2ページをお願いします。

施設運営に関する計画、（1）サービス向上に関する方策について。

既に指定管理者の取り組みで実施済みの内容もありましたので、代表的なものを写真にして添付しています。

最後の5ページをご覧ください。

1から4は総合体育館内です。1は体育館ロビーにデジタルサイネージと館内図、2は館内にある各施設のサインを全て刷新しています。3は1階ラウンジにボルダリングウォール、これは壁を登る遊具、それとキッズスペースを設置、4は利用施設の券売機、なお、こちらは飯岡体育館にも設置をしています。

2ページに戻っていただきまして、中段です。自主事業計画について、市の教室事業を継続しながら、指定管理者による独自の計画を記載しております。

(2)は、施設利用の向上に関する方策について、施設の無料開放デーやトレーニングルームの料金が1回分お得になる回数券の販売等を計画しています。

3ページをお願いします。

(3)は、管理経費に関する計画について、施設は毎週月曜日の休館日であったものを月2回に変更。さらに、総合体育館の開館時間を早めることにより、利用者のサービス向上を図り、施設の利用増加に努めてまいります。

(4)は、トラブルの防止策と対処方法について。

5ページの添付写真⑤のとおり、お客様の声BOXの設置や、資料戻っていただきまして、定期的な利用者アンケート等の実施により、利用者からの要望・意見を積極的に収集・モニタリングを行うとともに、市との月1回の定例会を行い、情報の共有を図ります。

5は、市内事業者との関係について、市との連携や地域団体との連携の方策を記載しています。

4ページをお願いします。

施設の管理に関する事項では、施設全体で19人の雇用を図っています。そのうち市内の雇用人数は15人と聞いております。

次には、情報公開に関する事項や、緊急時における対策について記載しています。

一番下の段、2その他対応についてです。

熱中症対策として、冷房のない飯岡体育館に大型扇風機や、5ページの添付写真⑥のとおりスポットクーラーを設置しています。また、総合体育館には快適に施設を利用できるよう、オゾン発生器による除菌や二酸化炭素濃度計を設置するとしております。

以上で体育振興課からの報告事項を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の報告は終わりました。

所管事項の報告を終わります。

ここで執行部は退席してください。大変、ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 零時 3分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

昼食の時間ではありますが、このまま審査を続けてまいりますのでよろしくお願いいたします。

請願の審査

○委員長（宮内 保） 次に、請願の審査を行います。

去る6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第1号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（宮内 保） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（宮内 保） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 5分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 宮内 保